

|      |                                  |  |
|------|----------------------------------|--|
| 会議名称 | 令和2年度第4回<br>杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 |  |
| 日時   | 令和2年11月9日(月) 14時00分から16時30分まで    |  |
| 場所   | 杉並区役所 第4会議室(中棟6階)                |  |
| 出席者  | 委員                               | 佐藤会長、井口委員、石川委員、井上委員、柴田委員、庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、新城委員、富田委員、松浦委員、松本委員、山本委員、浅見委員、水町委員  |
|      | 実施機関                             | 江川区民課長、飯嶋保健予防課長、矢花スポーツ振興課長、日暮国保年金課長、出保高齢者施策課長、福原子ども家庭部管理課長、山田子ども家庭支援担当課長、三ツ木高円寺・上井草保健センター担当課長、笠地域子育て支援担当課長、伊藤建築課長、佐藤済美教育センター所長、都筑庶務課長  |
|      | 事務局                              | 喜多川情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長  |
| 傍聴者  | 0名                               |  |
| 配布資料 | 事前                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 令和2年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>・資料2 令和2年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項</li> <li>・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項</li> <li>・資料4 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項</li> </ul> |
|      | 当日                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・令和2年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告諮問事項<br/>差し替え・追加資料</li> </ul>  |

## 【会議内容】

- 1 令和2年度第3回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

| 番号     | 件名                                 | 審議結果 |
|--------|------------------------------------|------|
| 報告第27号 | 戸籍に関する業務の登録について(追加)                | 報告了承 |
| 報告第28号 | 戸籍の附票に関する業務の登録について(追加)             | 報告了承 |
| 諮問第52号 | 戸籍に関する業務の外部委託について(新規)              | 決定   |
| 諮問第53号 | 戸籍の附票に関する業務の外部委託について(新規)           | 決定   |
| 諮問第54号 | 戸籍に関する業務の外部結合について(新規)              | 決定   |
| 諮問第55号 | 戸籍の附票に関する業務の外部結合について(新規)           | 決定   |
| 諮問第79号 | 住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について(追加)        | 決定   |
| 諮問第56号 | 証明書コンビニ交付システムに記録する個人情報の項目について(追加)  | 決定   |
| 諮問第57号 | 戸籍事務処理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加) | 決定   |
| 諮問第58号 | 住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について(新規)        | 決定   |
| 諮問第59号 | 特別永住者証明書の交付に関する業務の外部結合について(新規)     | 決定   |
| 諮問第60号 | 住民記録システムに記録する個人情報の項目について(追加)       | 決定   |

|          |   |      |
|----------|---|------|
| 諮問第 49 号 | 感染症対策に関する業務の外部委託について（新規）                    | 決 定  |
| 諮問第 50 号 | 感染症対策に関する業務の外部委託について（追加・変更）                 | 決 定  |
| 諮問第 51 号 | 感染症対策に関する業務の労働者派遣について（変更）                   | 決 定  |
| 報告第 29 号 | スポーツ教室に関する業務の登録について（追加・変更）                  | 報告了承 |
| 諮問第 61 号 | 教室参加者登録管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）       | 決 定  |
| 諮問第 62 号 | 国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部結合について（追加）        | 決 定  |
| 諮問第 63 号 | 国保情報集約連携システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）        | 決 定  |
| 諮問第 64 号 | 敬老事業に関する業務の外部委託について（新規）                     | 決 定  |
| 諮問第 65 号 | 高齢者のしおりに関する業務の外部委託について（追加・変更）               | 決 定  |
| 諮問第 66 号 | 児童手当支給に関する業務の外部委託について（追加・変更）                | 決 定  |
| 諮問第 67 号 | 児童育成手当支給に関する業務の外部委託について（追加・変更）              | 決 定  |
| 諮問第 68 号 | 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成に関する業務の外部委託について（追加・変更）     | 決 定  |
| 諮問第 69 号 | 児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務の外部結合について（新規）         | 決 定  |
| 諮問第 70 号 | (仮称)子ども見守り情報共有ツールに記録する個人情報の項目について（新規）       | 決 定  |
| 諮問第 71 号 | 児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務の外部結合について（新規）         | 決 定  |
| 報告第 30 号 | 多胎児家庭の移動経費補助に関する業務の登録について（新規）               | 報告了承 |
| 諮問第 72 号 | 多胎児家庭の移動経費補助に関する業務の目的外利用について（新規）            | 決 定  |
| 諮問第 73 号 | 多胎児家庭移動経費補助台帳処理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規） | 決 定  |
| 報告第 31 号 | 建築確認台帳記載事項証明願に関する業務の登録について（追加・変更）           | 報告了承 |
| 報告第 32 号 | 建築計画概要書等の閲覧等に関する業務の登録について（追加）               | 報告了承 |
| 諮問第 74 号 | 建築総合情報システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）          | 決 定  |
| 諮問第 75 号 | 教育指導に関する業務の外部委託について（新規）                     | 決 定  |
| 諮問第 76 号 | 教育指導に関する業務の外部結合について（新規）                     | 決 定  |
| 諮問第 77 号 | オンライン学習システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）         | 決 定  |
| 諮問第 78 号 | オンラインを活用した会議・面談等を実施する業務の外部結合について（追加）        | 決 定  |
| 諮問第 45 号 | 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検           | 決 定  |
| 諮問第 46 号 | 情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検             | 決 定  |
| 諮問第 47 号 | 国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）       | 決 定  |
| 諮問第 48 号 | 予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）         | 決 定  |

|   |   |
|---|---|
| 会長  | <p>本日は御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、令和2年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。初めに、本日都合により欠席される委員について事務局からお知らせをお願いいたします。</p>   |
| 情報・行革担当部長   | <p>本日の会議につきまして、欠席される旨の御連絡がありました委員は、阿部委員、桐野委員、加藤委員、細川委員の計4名でございます。</p>   |
| 会長  | <p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてあります前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問事項の審議をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、資料1の令和2年度第3回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますでしょうか。</p>  |
| 情報政策課長  | <p>事務局からは特段ございません。</p>  |
| 会長  | <p>それでは、委員の皆様から会議録につきまして訂正箇所、御意見などありますでしょうか。</p> <p>ないようですので、令和2年度第3回会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。資料2の報告・諮問事項について事務局から連絡事項をお願いいたします。</p>  |
| 情報政策課長  | <p>資料2に、差し替えと追加のページがございます。A4の両面刷りのものを席上に配布させていただきました。そちらの表面の左上に「差し替え」と記載しました報告・諮問事項説明書ですが、資料2の5ページの差し替え分となっております。また、その裏面の左上に「追加」と記載しました「外部結合記録票」ですが、これは本来11ページの次に印刷すべきものですので、下のほうに「11-2」と表記しております。当日の差し替え等になりまして誠に申し訳ございませんでした。</p>   |
| 会長  | <p>それでは、情報・行革担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>  |
| 情報・行革担当部長   | <p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>  |
| 会長  | <p>ただいま情報・行革担当部長から諮問文を頂きました。</p> <p>本日も委員の皆様と事務局、実施機関の方にお願いがございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、当審議会におきまして効率的に議事が進められ時間短縮を図られるよう、会議の進行に御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順にしたがって審議をしていきたいと思っております。最初の諮問第49号から諮問第51号の所管課の到着が遅れているということですので、そこだけ1つ飛ばしまして、報告第27号・報告第28号と諮問第52号から諮問第57号、それから諮問第79号、第79号というのは先ほど追加になった分ですね。それから諮問第58号から諮問第60号について事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| <p>報告第27号・第28号、諮問第52号～第57号・第79号<br/>諮問第58号～第60号</p> |   |
| 情報システム担当課長  | <p>案件について説明する。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 会長   | ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。   |
| 委員   | まず1点、5ページです。下のほうに「JPKI認証により利用者認証を行い、なりすましを防止する。」と書いてありますが、どのようにして、なりすましを防止できるのでしょうか。   |
| 区民課長 | なりすましの防止は、マイナンバーカードそれ自体で、なりすましは防げるという認識がございます。   |
| 委員   | 今回、コンビニ交付を始めるためには、いろいろな手続をしなければいけないのですが、そのときに必要なのはマイナンバーカード、ICチップの中に公的個人認証のデータが入っている。公的個人認証はJPKI認証なわけですが、それを使うためには、例えば暗証番号とかそういったことが分かればいいのであって、ということはカードを持っていて、そのカードの暗証番号が分かる人であれば、コンビニで交付ができますよね。しかも、これは遠隔地の自治体に自分の戸籍がある場合には、取得をしますよという登録をしなければいけないのですが、その操作もコンビニの機械を使ってやることができるわけです。カードを持っていて暗証番号など必要なデータを持っている人であれば、この機能を使うことができるのです。何で、これが利用者認証を行って、なりすましを防止すると言えるのですか。   |
| 区民課長 | マイナンバーカード自体が本人しか持ち得ないものということだと思っておりますね。悪意がある第三者が持つことは犯罪にはなるとは思いますが、それを防止するために暗証番号等々、顔写真入りとか、十分なセキュリティをしているのだと認識しています。  |
| 委員   | コンビニ交付を使うときに、コンビニの店員さんがマイナンバーカードの写真と、持ってきた人との写真を照合する、そういう場面があり得ますか。  |
| 区民課長 | そういう場面はございません。   |
| 委員   | JPKI認証をやるからといって、なりすまし防止になるとは思いませんが、平行線なので次の質問にいきます。この同じページの一番下のほうに、「J-LISは、コンビニエンスストア等の事業者に対し、証明書等自動交付事務委託契約書を定め、個人情報の保護やセキュリティ規程を遵守させている。」ということですがけれども、この契約書はインターネットを探しても、私の立場では見ることはできませんので、事前にお尋ねして、探してもらえるようお願いしておきました。コンビニのコピー機を使うときに、自分自身が原本を取り忘れてくるとか、若しくは自分が使おうと思ってコンビニのコピー機の蓋を開いたら、前の人がコピーしたものが残っていたと。忘れ物ですとコンビニの店員に持っていく。そういった経験は私だけではなくて、多分多くの方がお持ちだと思います。戸籍が出てくるときに、その取り忘れをしたときには音はなるのですよ。警戒音がなるのです。でもコピー機で忘れたときに、まさか警戒音は出ません。うっかりすることはあるのですよ。戸籍の原本を忘れてきたりすることがあり得るわけですが、コンビニはこの契約書の中でどうしろと定めてありますか。 |
| 区民課長 | 契約書の第9条に、警察に届けるように、うたっております。   |
| 委員   | 警察に届けたら、それは速やかに所有者に戻されるのでしょうか。お忘れものですよと。そういう仕組みになっているのでしょうか。   |
| 区民課長 | 警察のほうで、例えば交番等々に届出が出た場合は、警察が然るべき処置  |

|      |  |
|------|--|
|      | をするものと考えてございます。  |
| 委員   | <p>戸籍には電話番号は書いていませんし、もちろん住所は書いていますけど、そこには電話ではなくてハガキか何かでお忘れですよと、お引き取りにいらっしゃいませんかと警察が教えてくれるとも思わないです。この御答弁は結構です。</p> <p>あと、個人番号を扱うことができる人は大変厳格に定められていて、実施者を2つ定めてありますが、微細に入るのそこは省略しますが、コンビニの人は実施者、利用事務実施者でもなければ、関係事務実施者でもない。警察も違いますよね。どうですか。</p>   |
| 区民課長 | そのとおりです。   |
| 委員   | <p>そもそも、マイナンバー、個人カードを見る可能性があるというか、それを管理する人には厳格な取扱いが定められていて、しかも罰則まであるわけですよ。ところがコンビニだったり、警察の人は、それを見ることがあり得る。意図的ではないですよ、たまたま、さっき言ったように、忘れ物などで見ることがあり得るわけです。でもその人は全然実施者にはなっていない。つまりきちんと取扱いをなささいという義務も課されていないければ、もちろんそれに対して罰則もないわけです。そうですね。</p>   |
| 区民課長 | コンビニの店員に対しては、個人情報の保護の研修等をするように定めています。  |
| 委員   | <p>個人番号は、普通の個人情報とは違って、特定個人情報というように「特定」が付いている。ですから特別なものなわけですよ。だから先ほど私が申し述べた2種類の実施者があり、このように取り扱いなささいというように厳格に定められているわけですよ。コンビニの人に個人情報をみだりに使わないようにというレクチャーですが、そんなのは当たり前ですよ。でも、ここでとても意地悪なことを言いますけれども、例えば公共料金を払いに行ったときに、そのときの紙っぺらのどこかに住所が印刷されている。振り込みに来たお姉さん、ここで女性の名前を出してはいけませんけれども、振り込みに来た方の住所だって分かる。今は、そういうのを出さないようにしましょうとか、いろいろやっているわけですよ。コンビニの人を疑って悪いし、申し訳ないし、警察の人を疑って申し訳ないけれども、そういうことがあり得るということなんです。これは、もうお答えできないでしょうから、私の質問はこれで終わります。</p> |
| 会長   | ほかに御質問はございますか。   |
| 委員   | <p>諮問第58号から第60号について、1点だけ伺います。今回、入管庁と杉並区の間で媒体連携をしていたところから、データで連携するということが出てきていると思うのですが、これまでの間、入管庁と杉並区の間で媒体の連携をどのようにしていたのか。霞ヶ関まで取りに行っていたわけではないと思うのですが、これまでの媒体連携のやり方を確認させてください。</p>  |
| 区民課長 | <p>今までのやり方、現状ですが、法務省から端末機を私どものほうで借りています。それは厳重に保管しているのですが、そこが法務省と回線がつながっています。そのデータを必要なときに、USBを私どもは使っていますが、USBにデータを落として、それを今度私どもの住基端末に入れてデータを落とすというような取扱いをしています。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 委員   | これまでの間は、それに1日10分掛かっていたのが削減できるようになるというような諮問ということで理解してよろしいですね。   |
| 区民課長 | 1つはそうですね。それと、あとはセキュリティを上げると。いわゆるUSBの紛失等を防ぐという目的があります。  |
| 会長   | ほかに御質問はございますか。   |
| 委員   | 諮問第52号から第57号に関連して、これまでの印鑑登録や住民票の写しと違って、戸籍の場合にはかなり人の身分に関わることや、やはり本籍地ということに記載されていることによって、差別につながるような状況もあるということで、戸籍がつながることに対して、かなりセンシティブな対応が求められたと思うのですが、今回これが対象になったという根拠法令というのはどういうものなのか教えてください。            |
| 区民課長 | 直接コンビニ交付ができるようになったのは住民基本台帳法の旧第30条の44です。  |
| 委員   | というよりも、戸籍法の一部の改正が5月にあったということも、いろいろ調べていたら分かって、それが根拠になって対象になったのかなというようには推測しているところなのですが、そこはいかがなのでしょうか。  |
| 区民課長 | 直接コンビニ交付ができるようになったのは、今申し上げた住民基本台帳法の旧第30条の44になります。  |
| 委員   | 非常にセンシティブな戸籍に関わるということもあって、先ほど他の委員が質問していたように、コンビニで取る過程で、従業員の方々もどんどん変わっていくような状況もあって、こういう法令遵守についてどこまで徹底されるかということが、考えればいろいろなケースが出てくると私も思っていて、そこら辺はどのように契約書を交わすということもそうなのですが、現場の人たちへの遵守はどのように保証されるのか、教えてください。 |
| 区民課長 | 繰り返しになりますが、契約書で、いわゆる情報リーダーを定めて、リーダーが一人一人に研修を行っていくというように、個人情報の保護を行うということになっています。  |
| 委員   | 取る過程は、従業員に対しては、立ち入ることができないということもあるということも調べて分かったのですが、これまでの住民票の写しや印鑑証明書を取る過程で忘れ物をしたとか、そのような事例があったかどうか、その点はいかがでしょう。   |
| 区民課長 | 多分あるかとは思いますが、そういった事例の報告は、私どものほうには上がってきてはおりません。   |
| 会長   | ほかに御質問はございますか。   |
| 委員   | 私も諮問第52号から第57号について確認なのですが、なりすましの問題が先ほどから話題に上がっております。大変この点については気を付けなければいけない部分なのですが、今、庁舎の窓口でこういった交付をする際のなりすまし防止対策というのは、どういったことをやられているのでしょうか、本人確認等も含めて。   |
| 区民課長 | 1つはマイナンバーカード、それから運転免許証、保険証、そういった身分を証明するものを確認して交付をしているところでございます。  |
| 委員   | それは、そこに写真が付いていて、それをお持ちした御本人とその写真の顔を見合わせて本人だということまで確認しているということですね。  |

|        |  |
|--------|--|
| 区民課長   | そのとおりでございます。   |
| 委員     | そうすると、今回、先ほどの質疑にもありましたように、コンビニでのなりすましを防止するというのは、「JPKI 認証により」と書いていますが、庁舎内の窓口で行っている防止対策より、やはりランクが下がったなりすまし防止対策だというように認識してよろしいでしょうか。  |
| 区民課長   | 暗証番号を入力しますので、その分は、確立されているという認識です。  |
| 委員     | 暗証番号を入れる前にそのカードの持ち主かどうかというのを、窓口の職員さんが目で確認をしているということなのですよ、庁舎内では。  |
| 区民課長   | はい、そうです。   |
| 委員     | 先ほどから話題に上がっていたような、カードと暗証番号が分かっている第三者が悪意を持ってそれを使うということに対しては、コンビニでは防止できないということではよろしいでしょうか。   |
| 区民課長   | 可能性としてはあるかもしれません。  |
| 委員     | 窓口ではそういった状況でも防止はできるけれども、コンビニでは防止ができない場合があるというように認識をいたしました。<br>現在でも、住民票の写しや印鑑登録証明書の発行は、コンビニでも実施していると思うのですが、そのときはこういった手続によって行われているのでしょうか。  |
| 区民課長   | マイナンバーカードと暗証番号で交付をしております。  |
| 委員     | そうすると、現在でも、なりすましのリスクがあるという状況だと認識しましたが、ただ、出てくるものについては、マイナンバーカード、個人番号が記載されていないものだったと。でもこれからは、個人番号が記載されるものも発行できるということになるわけですよ、なりすましで。   |
| 区民課長   | なりすましは別としまして、マイナンバーカード記載の住民票を、これからは希望すれば取れることになります。  |
| 情報政策課長 | 今、なりすまし前提のようなお話になってしまっているところがあるので、ちょっと軌道修正させていただきたいと思います。<br>まず、窓口でのマイナンバーカードは、あくまでも身分証明書の1つであり、マイナンバーカードを持参したから、証明書を出すというものではないと認識しています。例えば、マイナンバーカード以外のカードであっても、また、顔写真がないものであっても、複数あれば窓口で証明書を出しているという状況です。<br>もう1つ、今度はコンビニで交付するものについては、区民課長から再三申し上げておりますが、カード自体は御本人がきっちりと持つものである。それに加えて暗証番号を打つということです。これは、例えば銀行のキャッシュカードとも同じだと思います。基本的に、銀行のカードは本人が持っている、そして、本人が暗証番号を入れた上で現金が出てくる。これとほぼ一緒ですので、マイナンバーカードで暗証番号を入れるというのは、しっかりとしたセキュリティ的なことも考えられているものと認識しております。 |
| 委員     | 軌道修正うんぬんと言いますが、一番の問題点はそこで、カードと暗証番号が分かっている何が引き出せるかということが重要なのです。銀行についてはお金を引き出す、それもすごく問題があります。そのなりすましというのは大変問題がありますが、今回は個人番号が付いている証明書まで発  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>行できると。今まではされていなかったものを拡充するわけです。なので、それを軌道修正というような言い方はやめていただきたいと思うのです。</p> <p>今までは、区の職員の皆さんが窓口で、免許証なりマイナンバーカードなりで、本人確認を人の目で行っていたのです。それがされなくなって、かつ個人番号が付いた証明書が発行されるというようになったということで、その証明書を発行するときのセキュリティが一定程度下がったというように、私は受け止めております。特に答弁は要りません。</p>  |
| 会長   | 担当課、どうぞ。  |
| 区民課長 | セキュリティが下がったという認識はしておりません。   |
| 会長   | <p>ほかに御質問がなければ、今の委員の発言からは御意見に切り換えたいと思いますが、先に御質問のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>では、このまま意見に切り替えて、今の委員の御発言は御意見の中に組み込んでいただければと思います。ほかに御意見のある方はいますか。</p>  |
| 委員   | <p>先ほどの諮問第 58 号から第 60 号の話に関連して、今回のような新住民情報系システムが構築されて、もちろん、そこにコストも投下されてはいるのですが、それによって削減できる工数があって、セキュリティが向上してというのは、とてもいいことと言いますか、財政効果をそこで一定程度創出しているのかなと思っております。</p> <p>この辺りの財政効果というのは、なかなか出しづらいものもあると思うのですが、是非システムに対する投資の財政効果についても、今後把握に努めていただけたらなというところを要望として思っております。</p>   |
| 委員   | <p>まず、マイナンバーカードの交付自体ですが、その場合には必ずしも写真があるものではなくても写真なしのものが2つあれば、マイナンバーカードは交付されます。</p> <p>それから、先ほど戸籍の交付について登録をすると言いました。それはコンビニの機械だけで完結すると言いましたけれども、これは非常に怖いこととして、IPアドレスを取るわけではない。コンビニの複合機のIPアドレスなどを取っても意味ないわけです。つまり、どこの誰がやったかということの後で調べることができない。ログなどは取れないのです。正にカードを持っていて暗証番号が分かれば、全てが完結して取れるということです。</p> <p>この後が大変重要な意見なのですが、まず戸籍制度というのは世界にたった1つ日本にしかありません。公的機関が個人の身分制度、そして親族関係を公証するという、昔は台湾や韓国にもありましたが、今はありません。このようなすばらしい日本の制度です。</p> <p>そのような機微な情報を、何でコンビニで取ることが便利なのですか。住民票は、もしかしたら来週には必要ということがあるかもしれませんが、戸籍を今日の朝に取らなければいけないことというのは、ありますか。私は仕事柄、4年に1回取るのだけれども、郵送で取りますが、これは普通のコストです。それをコンビニで取れるから、郵送申請の手間が省けるからとか、便利だからとか。便利万歳ではないですよ。戸籍という紙は、恐ろしいのですよ。しかも、忘れていたらコンビニの人が見ざるを得ないではないですか。忘れたのに気が付いたら、警察に持って行くのですか。警察の人にまで見られるのですか。こんなのは全然便利ではないです。</p> |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>こんな制度、しかも、これはシステム改修にも大分お金を使うのだけれども、戸籍の附票などでも大分お金を使うのだけれども、このようなことは全く反対です。</p>   |
| 委員 | <p>非常にセンシティブな情報が簡単に取れるということで、安全性については私も大変危惧をしているところです。ただ、一方で、このマイナンバーカードは任意ということもあって、利便性の背景の中には危険も伴うということ常を常に区民に対して周知して、使うかどうかは強制ではなくて、使う側の判断ということで、是非その点の注意喚起は、日頃から強めていただきたいと思ひます。これを要望して賛成といたします。</p>  |
| 委員 | <p>諮問第 52 号から諮問第 57 号については、先ほど質疑で意見を申し上げたとおり、なりすましのリスクが高くなるという意味で反対をさせていただきます。</p> <p>諮問第 58 号から諮問第 60 号については、電磁的記録媒体での情報のやり取りがネットワークによってできるということで、紛失のリスクなどが低減するということで賛成とさせていただきます。</p>  |
| 会長 | <p>ほかに御意見はございますか。</p>  |
| 委員 | <p>諮問第 52 号から諮問第 57 号に関して、なりすましというところで議論が出ていたと思ひています。聞いていて思ひたのが、本人をどうやって認証するかという話の部分で、窓口で人の目を見て認証するのが最も強固で、J P K I を持っているマイナンバーカードは、人の目による認証よりも強度が低いというような話が出ていたかなと思ひております。これに関して、この間も情報システム担当課長を中心にいろいろな方々とお話させていただいておりましたが、生体認証のような機械的なやり方のことが出てきていたりとか、一方で、区の業務で一般に使われている I D パスワード認証と、マイナンバーカードにある証明書を使った本人認証はどちらが強固なのかと言へば、一般的には後者のはずです。そういった意味でいつたときに、今後、電子化を進めていく上での本人認証の在り方を、区の考え方を整理して、より多くの区民とか審議会の委員が、どういつた本人認証が、どういつたメリットとデメリットを持っているのかということ、一度平場で整理していただいた上で、こういつた議論をしていけると、コンフリクトは起きづらいのかなというところを感じました。その辺りの、今、自分の書類を申請しているのは正しく自分なのだという部分の考え方というところを、いろいろな手法が出てきた今だからこそ、一度整理をしていただければなというところを要望として申し上げたいと思ひております。</p> |
| 会長 | <p>ほかに御意見はありますでしょうか。</p>   |
| 委員 | <p>特に申し上げるような意見もないのですが、マイナンバーカードのコンビニ交付については、もちろんカードを落としてからカードを止めることもしないで、落としてしまったままで、暗証番号も 1111 とか、そういう人の場合は、なりすましをされるということはないではないですが、それは郵送請求と比べてどうなのか。例えば窓口で、対面で証明書を交付する場合は、顔写真と見比べていますが、今まで郵送請求で証明書を取っていた人の場合は、顔写真と見比べていないわけで、郵送請求よりもカードを所持していて暗証番号も分かっているという意味での、1111 の人ばかりではないし、1234 とか</p>   |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>0000 とか、何回かやって全部ロックが掛かってしまったら、もう一回区役所の窓口に行かなければいけないわけですから、そういうほかの手段との比較も考えるべきかなと思います。あと、コンビニ交付だけではなくて、昔やっていた区役所の中での自動交付機のようなものが、証明書がどこまで対象だったかは、私は存じ上げないのですが、それも職員の人が住民の顔を見て確認していたわけではないと思いますので、そういった他のものとの比較において、いろいろ検討していくべきではないかなと思います。一応、認証手段の強度というのは、国のほうでも様々な検討資料が出ておりますので、それも参考になるかなと思います。</p>   |
| <p>会長</p> | <p>私からも、交付に当たっての本人確認の精度という意味で、ここには区民委員の方もいらっしゃいますので、正確なところでお伝えしておきますが、若干専門的なことになりませんが、本人確認の手段というのは複数要素で確認するという考え方があります。例えば窓口で、顔で確認するというのは、身分証明書というものを持っているということと、顔が同じであるということで、持っているかということと顔の2つの要素を組み合わせるということで確認するという方式なのです。一方、マイナンバーカードについてコンビニで交付する場合は、マイナンバーカードを持っていることと暗証番号という2つを取ります。この数が違ってくると、一般的にも低いとされます。ですから、窓口において、マイナンバーカードと顔写真の確認と暗証番号をやっていると、3個の組合せになります。もともと3個の組合せのものを2つに減らしたら、明らかに低いということになるのですが、今回のケースは、窓口では、持っているということと顔という2つの組合せだったのが、今度からは、持っているということと暗証番号という組合せになっているので、2つで確認していたものが、別の方式の2つになったということになります。</p> <p>そうなりますと、顔で確認することと暗証番号で確認することが、どちらの強度が高いのか低いのかということになるわけですが、これは必ずしも顔のほうが精度が高いとは一般的には解釈されていません。なぜかと言うと、従来も運転免許証のようなものは、性能のいいプリンターで印刷し直して、ああいうカードを作ると写真は差し替えられるのです。写真の所だけを差し替えた運転免許証の偽造というのは、昔からあるのです。その点において、そういった方法での本人のなりすましというのはなくなります。</p> <p>一方で、先ほどから、委員の先生から御指摘があるのは、暗証番号のほうは分かってしまったら使われてしまうではないかということなので、そこをどう見るかということなのです。逆に、これから使うときには、マイナンバーカードについては、暗証番号はそれぐらい重要なものです。運転免許証の顔写真を差し替えられてはいけなくらい重要なものなので、暗証番号を絶対に知られないようにする必要があります。皆様の生活で言えば、銀行の預金通帳と銀行印というのは、普通は一緒に保管しないですよ、危ないですから。なので、マイナンバーカードと暗証番号が分かるようなメモなどは、絶対に一緒に保管しないということをしなないと、委員の皆さんからの御指摘のように、カードが盗まれてしまったら、カードに暗証番号のメモが付いていたといったら、それはコンビニですぐに使われてしまうということになりますので、この認証の強度はどちらが強いかわかるかということでは、2</p> |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>から2に移っているだけなので、顔よりも暗証番号のほうが低いというようにお考えになれば低くなるのですが、これは一般論としては、必ずしもそうとは言われていません。逆に、顔写真のカードの偽造のほうが簡単であるという考え方をされる場合もあります。この部分に関しては、必ずしもすぐに下がるということではないと、私は思います。</p> <p>戸籍証明書は、住民票よりもプライバシーとして問題があるのではないかとすることは、私も確かに住民票よりも戸籍のほうはプライバシーについては配慮しなければいけないことがあるなどというのは同じ意見です。</p> <p>あとは、マイナンバーカードを取り忘れてしまった場合に、コンビニの店員がそこで見てしまうのではないかとということに関しては、確かにマイナンバーの従事者としての枠組みの中に入っているというのではないかと御意見も、言われてみるとそうだなというように思います。</p> <p>ただ、いずれの3個ともが、恐らく杉並区で判断したというよりは国の判断で、それでいいとされているところに依拠していると思いますので、杉並区のほうから、審議会でそこを指摘されたと、東京都とか国に対して機会があれば言っていただくのがいいかなと思いました。</p> <p>では、報告第27号・報告第28号は了承、諮問第52号から諮問第60号と諮問第79号は決定といたします。</p> <p>次に、先ほど飛ばした諮問第49号から諮問第51号、報告第29号と諮問第61号、諮問第62号・諮問第63号、諮問第64号から諮問第68号について、事務局から説明をお願いします。</p> |
|            | <p>諮問第49号～第51号<br/>報告第29号、諮問第61号<br/>諮問第62号・第63号<br/>諮問第64号～第68号</p>   |
| 情報政策課長     | 諮問第49号から諮問第51号、報告第29号、諮問第61号について説明する。  |
| 情報システム担当課長 | 諮問第62号・諮問第63号、諮問第64号から諮問第68号について説明する。  |
| 会長         | ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。   |
| 委員         | 諮問第62号・諮問第63号について、1点伺います。内容は承知したのですが、セキュリティ対策の6の所で、「特定の識別番号を保持するパソコンのみを通信可能とする。」というような記載がありますが、ここではどういった識別子を使って通信を切り分けするのかを教えてください。  |
| 情報システム担当課長 | 固定のIPアドレスを保持するパソコンから接続する制御になります。   |
| 委員         | 分かりました。この記載の仕方は余りお見かけしないかなと思う一方で、IPアドレスで制限するというのであれば、システムを触る側の負担はないと言っていいかなと思いますので、このセキュリティ対策自体は、もっと様々なシステムを用いてよいのではないかなと思うのですが、この辺りの御見解はいかがでしょう。  |
| 情報システム担当課長 | まず、セキュリティ対策につきましては、主なものを記載しているところです。このIPアドレスによる制御につきましては、相手方との調整などもありますので、全てにおいて実現できるものではございませんが、いただき  |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>ました御意見も参考とさせていただきますながら、個々の状況に応じて考えていきたいと思っております。</p>  |
| 委員             | <p>続けて諮問第 64 号から諮問第 68 号について伺います。26 ページの別紙に、どういう事業で何件ぐらいを送っているのかを書いていただいている、膨大な数の郵送や引き抜き作業が発生しているということだと思います。</p> <p>私も、今、児童手当を頂いている立場なのですが、子どもが 2 人いて、それぞれに別の封筒で書類が届くようなことがあります。要は、敬老事業などで御夫婦のそれぞれが対象という場面はよくあるのではないかと思います。世帯に同一の内容のものを複数送る場合というのは、必ず別々に送っていらっしゃるのかどうかを伺えればと思います。</p>   |
| 子ども家庭部<br>管理課長 | <p>児童手当の関係ですが、世帯でまとめてお送りするものと、個別にお送りしているものがあります。具体的にどの通知をどうしているかということは今お答えできませんが、お送りする内容に応じてそれに対応した方法をとっているところです。</p>  |
| 高齢者施策課長        | <p>敬老事業については、御夫婦であっても各々が利用されるか、されないかもありますので、別々に送っております。</p>  |
| 委員             | <p>分かりました。そういった個別具体的な事情を見ながら対応されているということだと思います。先ほどの私のところで言えば、まとめてでいいかなと思っていて、1 件 1 件は 100 円単位の小さな効率化ではあるのですが、世帯への送付をまとめていくことを推進していった方がいいかなと思っております。例えば現況届を取るときに、郵送は世帯でまとめてがいいのか、別々がデフォルトでまとめていい人はチェックしてくださいというようなことで、小さな取組ではあるのですが、そういう面も含めて、発送費用の縮減に努めていかれてはと思いますが、いかがでしょうか。</p>  |
| 子ども家庭部<br>管理課長 | <p>委員の御指摘のとおり、効率化も追及するという視点も大事にしながらも、一方で、当然間違いがあってははいけませんので、適切に対応できるようにしていくということにも心を配りながら、考えていきたいと思っております。</p>   |
| 高齢者施策課長        | <p>高齢者の場合にはとても悩ましい状況がありまして、案内状を送るときに亡くなっている方がいらっしゃいます。その分を引き抜かなければいけないということもあります。ただ、委員がおっしゃったような取組は大事だと思いますので、何ができるかということは今後考えていきたいと思っております。</p>   |
| 委員             | <p>正にそういうことなのだろうというのは、質問する側としても、何となくは認識しておりますので、その辺りは適切に御配慮いただきながら進めていただけたら有り難いと思っております。</p> <p>これは高齢者の方を含まない話ではないのですが、特に子ども関連を念頭に置いたときに、書類の処理は保護者が行うと思うのですが、これも郵送コストの削減という面でいくと、メール等でのやり取りができるように、現況届などでメールアドレスを取得することができるようになってくると、更にコスト削減ができるかなと思うのですが、一方で、徹底して紙と郵送でやっているところからしても、それぞれ法令などで、紙で郵送でやるのだということが定められていたりするということがあるのかどうか。全部が全部ではないと思うのですが、把握されている部分があれば、紙と郵送でやるということが定められているかどうかというところを、一部でも教えていただければ</p> |

|                |   |
|----------------|---|
|                | ばなと思います。  |
| 子ども家庭部<br>管理課長 | 電子申請で手続を進めてという必要もありますが、手当の内容によっては、直接お会いしながら、確認しながら行うというものもあり、それについては郵送でできないものも一部あります。したがって、こちらも内容に応じて対応すべきものと考えております。   |
| 委員             | おっしゃるとおりだと思いますので、是非、内容を見ながら、できる範囲での効率化というものを進めていただければなと思います。<br>最後に、30 ページの外部委託記録票の中で、「福祉作業所」が見え消しされて、「民間事業者」に委託先が変更になっていますが、これは福祉作業所も民間事業者の一部であって、これは福祉作業所を含む民間事業者に対象を拡大したという認識でよろしいでしょうか。   |
| 子ども家庭部<br>管理課長 | 委員の御指摘のとおり、福祉作業所も含む民間事業者という認識です。  |
| 会長             | ほかに御質問ございますか。   |
| 委員             | 諮問第 62 号・諮問第 63 号について伺います。これはマイナンバーカードの中に健康保険証の機能を格納した後のことなわけですが、例えば、この対象である外国人の方が医療機関に行きます。それで、マイナンバーカードを出したときに、あなたは在留資格が切れている、在留資格がないとなったときに、医療行為はどうなるのでしょうか。つまり、この医療機関は、あなたには資格がないので医療をお断りしますと、この健康保険証、いわゆるマイナンバーカードは使うことはできません、と言うことができるということなのでしょうか。 |
| 国保年金課長         | まず、資格と医療行為というのは、つながるところは確かにあるのですが、基本的には別々のものと思っております。仮に資格がなくて医療行為をした結果、レセプトで請求された場合に、私ども保険者としては不当利得の返還請求という形で、お金を返してくださいという形でやります。したがって、今の例で言えば、その場合に医療を行うのは資格とは別のものというように理解しているところです。  |
| 委員             | つまり、お医者さんが、この方は資格がない、そして、この方に保険を適用することはできないから、例えば3割負担ではなくて、この人の場合は10割負担、全額を自分で負担するということになることは分かっている、でも、それでは何だから、うちの医療機関がお金を負担して、つまり、後でレセプトの精算をするときに、使えませんと言われても、それが分かっている、あえて診療行為をするということを期待しているということですか。   |
| 国保年金課長         | そういう意味ではなくて、今お話したのは、資格がないから全ての医療行為ができないということではないという意味です。  |
| 委員             | 禁止されているわけではないですよ。それから、基本的に医師というのは医療をしてくださいと言われたら応える義務が医師法にありますから、そのとおりなのですが、この資格を見たら、この人からは保険料が取れないというときに、医療機関がわざわざそれを自分の所で負担するかどうかです。もちろん、世の中には無料、低額の医療所といったような、ボランティアのような医療機関もありますが、それはごく少ないわけです。ですから、基本的には、あなたの資格は切れているとなったら、保険は使えないと言われるの             |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>が通常であろうと思います。これは認識の違いなので、これで置きます。</p> <p>次に、資格が切れているということは、どのようなタイミングで分かるのでしょうか。つまり、リアルタイムで分かるのか、バッチ処理なのか。それから、その場合の情報は、どこからどのように来るのでしょうか。</p>   |
| 国保年金課長 | <p>在留カードの資格の更新手続を通常は取っていただくので、入管庁から区にその情報が来て、その情報と国保の資格情報が連携しているということで理解するということところです。</p>   |
| 委員     | <p>あと、資格が切れているので使えないというのは、日本国籍の人にも起こり得るわけで、例えば国保と社会保険の切り替えを忘れていたとか、それこそ保険料を納めていないということがあれば、あなたも切れている、使えないというようになるのだけれども、その場合はお金を納めるとか、手続をすることで何とかできるわけです。だけれども、外国人の場合の在留資格というのは、簡単には手当てすることはなかなかできないわけです。このようなことを分かっているながら、こういう情報を流して切ろうとするというのは、外国人差別か何かなのですか。</p> |
| 国保年金課長 | <p>在留期間の満了に伴って申請中、申請している場合については、その方が今持っているカードは切れているけれども、申請しているという情報を入管庁から区にいただいて、そうしますと保険者としては、おおよそ2か月ですが、その保険証をお出しすることができますので、仮に在留カードが切れていて、更新するまでの間に空白期間が生まれたとしても、そこについてはちゃんと保険で適用させるような仕組みがあるところですよ。</p>   |
| 委員     | <p>それは更新ができる場合ですね。保険料のことについても聞いておきます。保険料を納めていなければ、健康保険証は基本的に使えないわけですが、例えば外国人の方が保険料を1年間前払いしていたとします。途中で資格がなくなったとする。そのときは、どうなるのですか、あなたは保険料を納めているからいいですよ、と使えるようになるのですか。</p>   |
| 国保年金課長 | <p>国民健康保険の場合の保険資格は、その区の住民であることということになりますので、今の場合、お金を納めていても住民の資格がなくなれば、当然国民健康保険の資格はなくなります。そうしますと、以前に納めていただいた保険料については、お返しするということです。</p>  |
| 委員     | <p>せっかくお金を納めてくれているのだけれども、それを返してでも、もうあなたは資格がないのだから、保険料を納める権利さえありませんよということなわけですね。つまり、在留資格がその人が医療を受ける権利と言いましょ、権利さえも奪いかねないものだと私は思います。</p>   |
| 会長     | <p>ほかに御質問ございますか。</p>  |
| 委員     | <p>諮問第62号・第63号について確認です。そもそも基本的なところから教えていただきたいのですが、この在留資格や在留期限というのは、国民健康保険の保険証やマイナンバーカードが保険証利用できるようになった後、それが何か記載されて医療機関に分かるようになるのでしょうか。</p>  |
| 国保年金課長 | <p>まず、今回のことも含めて、いわゆる保険情報の情報収集、若しくは整理については、以前より国保連合会に、法律で委託可能となっており、その委託に基づいて、これ以外にも100程度の項目について国保連合会に委託して情報の整理や管理事務をお願いしております。その上で、今回、この2つが</p>   |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>加わってきたところですよ。マイナンバーカードそのものとは関わらないと理解しております。ただ、今後、オンライン資格確認ができるようになった場合には、当然、オンライン資格確認にはリアルタイムでその方の資格を確認できるようになりますので、今、申し上げたような在留資格といいますか、在留期間に、区民となっているかどうかの確認は取ることになるだろうと、資格の要件として見ることになるだろうと思っております。</p>   |
| 委員     | <p>そうすると、そのマイナンバーカードを保険証として扱っている人については、今後、オンラインでの診察になった場合は、この在留資格がリアルタイムで分かるけれども、特に、マイナンバーカードを使わずに通常の紙の保険証を使っている人についてはリアルタイムでは分からないということになるのでしょうか。</p>  |
| 国保年金課長 | <p>今、保険証は約2年間の期限で私どもから発行しております。残念ながら、途中でその資格が外国人だけではなくて様々なケースで資格を喪失される方がいらっしゃるのですが、本来、そういった資格を喪失した場合にはお返しいただくルールになってはいますが、私どもでそれを事前に回収したりという手立ては今のところ持っておりません。したがって、使える可能性も当然あると思っております。ただ、その場合でも、基本的にお使いいただいた場合に、結局、レセプトとして、診療報酬請求として私どもに来ますので、その時点では当然、本人の資格確認はさせていただきますので、その資格確認をした結果、資格がないということになれば、先ほど申し上げた不当利得ということで御請求することになるのが今の仕組みです。</p>                  |
| 会長     | <p>ほかに御質問はございますか。</p>   |
| 委員     | <p>イレギュラーな状況の話を確認したいのですが、先ほど質疑でもありましたが、その資格が様々な理由において無くなっているが、今、正に医療機関にかからなければいけないというときに、それを本人も失念していて国民健康保険の保険証を使って医療機関に行くのは今でもあることだと思います。それについては、返還請求等々あると思いますが、今後、この外部結合が行われた際には、そして、オンライン化で受診時のオンライン確認ができるようになった場合には、いわゆる普通の紙媒体の保険証でも、マイナンバーカードを使った場合でも、両方ともリアルタイムに分かってしまうことになるのですか。それとも、紙の通常の保険証については後から請求が来るようになって、その場では分からないということになるのか。その辺はどう想定されているのですか。</p> |
| 国保年金課長 | <p>今の2つの比較ですが、マイナンバーカードを使ったときはカードリーダーで読み込みますので、そのデータが当然見られますが、紙媒体の場合でも、医療機関ではオンライン資格確認の画面を見ることができますので、そのような面では、紙媒体でも同様と理解しております。</p>  |
| 委員     | <p>そうすると、この外部結合が行われると、資格がない人がその場で医療を受けられませんか、先ほど話題になったような状況になることもあり得るという認識でよろしいのですか。</p>  |
| 国保年金課長 | <p>先ほど、他の委員からお話をいただいたように、資格の確認と医療の提供については別の概念だと思っておりますので、資格がないから医療を受けることができないということではないと思っております。事実、10割負担の方</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | もいらっしやる。10割で医療を受ける方もいらっしやるでしょうし、資格があることが医療の前提になるわけではないと理解しているところです。  |
| 委員     | 個人情報から離れた話になってしまうかもしれませんが、例えば、そのときに、資格はないけれども医療機関は受け入れますとする場合と、資格がないから10割負担だから、あなたは今お金持ってるの、持ってないなら受けられないよという状況になる可能性もあるということですよね。   |
| 国保年金課長 | 通常でも外国人の方に限らず、保険証の資格を喪失する場合がありますので、その場合、通常の医療機関であれば、保険証がないのであれば取りあえず10割払ってくださいと言われるのが普通だと思っております。  |
| 会長     | ほかに御質問はございますか。   |
| 委員     | 諮問第49号から第51号で少し確認です。まず、1ページの①です。PCR検査の民間検査機関への委託のところで、これも個人情報と少しかけ離れてしまうのですが、現状どれぐらい、1日何件ぐらい検査ができていて、民間への委託を行うとどれぐらいまで増えるのか、その辺の見積りは分かるでしょうか。  |
| 保健予防課長 | この件については、例えば、日によって検査件数は、大分、異なってきます。その件数については、例えば、クラスター対策ということでたくさん一時に行う場合もあります。そういった場合は100件や200件弱、そういった数で行うこともあります。民間検査機関については、今後、更に件数が増加してくる場合も予測しておりますので、そういった意味合いで、この辺りは、今回、御審議をお願いしているところです。   |
| 委員     | ボリューム的に民間に委託すると、1日これぐらいまで対応できそうだという具体的な数までではないのですか。  |
| 保健予防課長 | 民間に委託するとどのぐらいできるかという具体的な数までは、実際、予測はしていないところですが、現時点で東京都の健康安全研究センターで行っている検査において、現行ではかなりの数を行うことができっておりますので、例えばもし、そういった所でたくさんの方の数が検査を受けるような場合になったときに、検査件数が多すぎて滞った場合などには、直接、区から民間検査機関に委託をしなければならないような事態もあるかもしれないという想定の中で、今回は御審議にかけさせていただいております。 |
| 委員     | 分かりました。この1ページの③ですが、労働者派遣による業務を電話以外の相談業務やデータ入力、書類作成等に拡大するというので、このコロナ感染に関わる情報というのは、地方では最初にかかった人が引っ越しをしなければいけないぐらいの偏見の目にあつたという話もあり、大変重要なことだと思います。このデータ入力や書類作成というのは、場所的には庁内や保健所内でやるのでしょうか。それとも、どこか別の事業所のような所があって、そちらでやるのでしょうか。                 |
| 保健予防課長 | この件については、保健所の中で行う予定です。   |
| 委員     | その辺の情報漏えい対策というのは、どのようなことを想定されているのでしょうか。  |
| 保健予防課長 | 契約の中で、その辺りはきちんと守秘義務という形で守っていただけるよう、こちらとしてはそういった契約をすることとなっております。  |
| 委員     | 25ページの諮問第64号から第68号についてですが、これは前回の審議会  |

|                |   |
|----------------|---|
|                | でも別の業務で諮問があったものと基本的には一緒の考え方ということによろしいでしょうか。前回確認した質疑の内容を、特にここで同じことをやる必要性はないと思いますが、同じ内容のものという確認でよろしいでしょうか。  |
| 情報システム担当<br>課長 | 委員のお話のとおり、この封入封緘等業務委託に関する案件は、前回においても他の業務で諮問しておりまして、その諮問と同じ考え方にあります。今後も他の業務においても、同様に諮問する可能性がございます。   |
| 会長             | ほかに御質問はありますか。では、御意見があればお願いします。  |
| 委員             | <p>今回、この諮問項目を見て少し背筋が寒くなったというか、在留外国人は資格や期限が切れると、その時点で健康保険証を使って病院で医療を受けられなくなるのだと思いました。ピンとききました。御答弁の中では、それとこれとは別ですよと、資格と医療行為を受けるのは別ですということですが、その場合は、レセプトの請求額をどこが負担するかという話になるわけで、いや、先生すみません、私は資格が切れてしまっているのに10割負担しますからやってくださいという話になるのかどうかということです。非常に問題があると思います。在留資格があるかどうかということと、医療を受けるということは別問題だと思いますので、これには到底賛成できません。</p> <p>それから、ついでに申し上げておくと、これは専用回線を利用すると書いてありますが、医療機関の全てにインターネットで資格オンラインを入れなければいけないわけです。ところが、保険証が使える医療機関というのは、どこもきちんとセキュリティが掛かっているかどうかは言えないのです。特定のどこかの医療の業種を否定するような言い方になってしまうのでこまめにしておきます。私も医師に聞きますが、全ての医療機関にインターネット回線を入れるということは、なかなか難しいのではないかと私も聞いていますし、実は大変なハードルがあります。</p> <p>それから大分前ですが、オンライン診療、レセプトをオンラインにするときに、そのインターネットを入れるための費用負担など、いろいろな負担があるので、裁判を起こして訴えた側が勝ちました。それなのに、このように無理矢理ねじ込んでいる。何でもかんでもできるようにする。これはデジタル庁とは関係ない、大分前から進んでいることですが、そのこととマイナンバーカードを何とか普及させたいので、病院でも使え、運転免許証でも使えとなっている。非常に問題であると思いますので、反対といたします。</p> |
| 会長             | 次の御意見を伺う前に、今の御意見に関しての確認ですが、先ほどの質疑応答がきちんと成り立っていなかったと思うので確認しますが、保険は無くても医療は受けられると私は認識しており、そのように所管課も回答したと思いますが、それで間違いないでしょうか。   |
| 国保年金課長         | そうです。おっしゃるとおりです。  |
| 会長             | これに関して今の委員の御意見は、そのこの部分はどのような意味合いの御意見でしたでしょうか。   |
| 委員             | できなくはないのですが、それを医療機関が構いませんよとやったときには、例えば、その費用負担をレセプトで請求したら、この人は資格がないから、いわゆる不正請求と言われますが、それで、お金を全部返さなければいけない。そのお金をどうするかというと、もしかしたら、窓口に来て資格確   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>認をした時点で、あなたは資格がないからという話になるかもしれない。そこで、では先生 10 割全部払いますからやってくださいという話になるのかどうか、それは非常に難しいと思っています。確かに切り離されています。だけど現実的には、資格のない人にやりますよとやれるかどうかといたら、これは非常に難しいと、私はと思っています。</p>  |
| 会長   | <p>そう思っていらっしゃるという御意見ですね。では、そのような形で御意見として伝えたいと思います。</p>  |
| 委員   | <p>まず、諮問第 49 号から第 51 号については、コロナ感染が再々度拡大していくような勢いの中で、委託をすることによって検査や移送、データ入力などを行うということで、これについては、数をこなさなければいけない状況になった場合の対応で、仕方がないことだと思っておりますので賛成いたしますが、コロナ感染という情報も大変センシティブな情報になりますので、その漏えいについてはしっかりと対策を取り、そういった事故のないよう行っていただきたいと思います。</p> <p>次の諮問第 61 号については、特に反対はいたしません。賛成です。諮問第 62 号・第 63 号については、今、事務局とのやり取りもありましたが、私も先の委員と同じように、在留資格が無くなった場合、または 10 割負担のお金を出せないような状況の方が医療を拒まれる可能性が出てくるのではないかと、大変危惧しております。そもそも在留資格が無くなる人は、違法に不法にそこにずっと滞在し続けたいという悪意を持った人たちだけではないという状況の中で、そういった人たちが大変重い病気にかかったときに医療費を払えるだけの経済的な余力も少ないのではないかとと思われるところで、大変、今後の国民健康保険の在留資格問題は危惧しているところですので、諮問第 62 号・第 63 号については反対といたします。</p> <p>諮問第 64 号については、前回もお話したとおり、印刷・封入作業を一貫して外部委託するということが、様々な会社に委託することになりますが、個人情報漏えいの際に、資料として帳票を相手方にお送りする際に、送り先を間違ってしまうことが個人情報漏えいの中で多いと感じておりますし、私もシステムエンジニアをやっていた際に、たった 1 つのシステムのプログラムのコードを書き間違っただけで、数万人単位の情報が別の住所に送られてしまうという、そういった情報漏えいの事故を間近で経験したことがあります。そういった直接的な確認が、この全般的な外部委託になることで、庁舎内で職員の方々ができなくなってしまうのではないかとという危惧がありますので、その辺のチェックをしっかりと行える体制を作っていただくことをお願いして、諮問第 64 号から第 68 号については賛成いたします。</p> |
| 会長   | <p>ほかに御意見はありますか。では、御質問、御意見が終わったようですので、報告第 29 号は了承、諮問第 49 号から諮問第 51 号と、諮問第 61 号から諮問第 68 号は決定といたします。</p> <p>次に、諮問第 69 号・第 70 号、諮問第 71 号、報告第 30 号と諮問第 72 号・諮問第 73 号について事務局から説明をお願いします。</p>   |
| <p>諮問第 69 号・第 70 号<br/>         諮問第 71 号<br/>         報告第 30 号、諮問第 72 号・第 73 号</p> |   |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 情報システム担当<br>課長  | 諮問第 69 号・第 70 号、諮問第 71 号について説明する。  |
| 情報政策課長          | 報告第 30 号、諮問第 72 号・第 73 号について説明する。  |
| 会長              | ただいまの説明について、御質問はありますか。   |
| 委員              | 諮問第 69 号・諮問第 70 号です。この情報は特定の子どもを特定するものであり、大変な機微情報だと思っています。パソコンを何かラックの中に入れるということですが、IDとパスワードだけで管理するのでしょうか。  |
| 子ども家庭支援担当<br>課長 | こちらについては、IPアドレスの制限やクライアント証明を行って、使えるパソコンを制限するという事で利用いたします。  |
| 委員              | 分かりました。そのパソコンでしか、その情報に接続することはできないということですね。細かい項目について伺っていきます。児童虐待に関しては、血縁関係がかなり大きな要素を占めるのではないかと邪推するところですが、それは何番の項目で取るのでしょうか。38 ページ以降に随分いっぱい項目はありますが、どれがそれに当たりますか。  |
| 子ども家庭支援担当<br>課長 | 血縁関係については、27 の「家族続柄」に記載をすることになっております。  |
| 委員              | 最後の項目 73 の「閲覧不可フラグ」ですが、この不可は誰が判断するのですか。  |
| 子ども家庭支援担当<br>課長 | こちらは、子ども家庭支援センターの職員が判断いたします。   |
| 委員              | 今回、いろいろな情報が蓄積されているわけで、例えば当区の個人情報保護条例第 18 条だったかな、自己情報の開示がありますね。未成年のお子さんに関しては、法定代理人が代理するとなっているわけですね。ところが、児童虐待の場合においては、いわゆる親権者、また親権者が 2 人いる場合には、当事者がお子さんを含めて 3 人だとしますと、その中でそれぞれの利害といましようか、いろいろな局面が相違えることがありますよね。つまり、必ずしも親権者、法定代理人が子どもの利益をそのまま子どもの立場で反映するとは限らない。その場合はどうしますか。 |
| 子ども家庭支援担当<br>課長 | 子どもにとって不利益になるものについては、無条件に開示することはありません。今までもこのシステムだけではなくて、そういった自己情報開示について、利益に反するものは非開示ということで処理しております。  |
| 委員              | その根拠はどこにありますか。条例の中にありましたか。   |
| 子ども家庭支援担当<br>課長 | 個人情報保護条例第 18 条の 2 第 1 項第 6 号です。  |
| 委員              | そうすると、それを判断するのは職員ですかね。つまり、法定代理人ではない人が判断することの正しさは、どなたが担保してくれるのですか。これは、家庭裁判所にお伺いを立てるわけではないですよね。  |
| 子ども家庭支援担当<br>課長 | まずは職員が判断しますが、最終的には実施機関である区長が判断することになります。   |
| 委員              | 区長がですか。形式的でしかないのだらうと思いますが。あと、こういう言い方も言葉に気を付けなくてはいけないのだけれども、自己情報開示してくださいと開示請求をするとか、それから、それは開示されなかったときには、不服審査申立てをするとか、そういった法律とかの土俵で闘ってくる相  |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>手には、それなりの対処があるわけですよ、きちんと決められているから。ところが問題になるのは、そうではなくて、怒鳴ったりして威嚇するとか、もしかしたら職員の皆さんはいろいろな場面で住民と、例えばその言い方は何だとか、今の言葉はちゃんと録音したぞとか、お前の顔を写真に撮ったからさらしてやるぞとか、少し邪推が入っていますが、いろいろな場面で危ない場面に遭遇することは有り得るのです。その職員を誰がどのようにして守ってくれるのですか。</p> |
| 子ども家庭支援担当課長 | <p>今までも、今、委員がおっしゃったようなことは実際にありましたが、組織的に子ども家庭支援センター全体で対応しております。最終的には、子ども家庭支援担当課長が処理をすることになります。</p>   |
| 委員          | <p>最終的にはセンターですか。これは区長ではないのですか。</p>  |
| 子ども家庭支援担当課長 | <p>職員がそういう場面に遭ったときは、組織的に対応するということですので、子ども家庭支援センター全体で対応しているということです。</p>  |
| 会長          | <p>ほかに御質問はございますか。</p>   |
| 委員          | <p>諮問第 69 号・第 70 号についてですが、今回、クラウドサービス上で、このシステムを構築することだと思うのですが、使うクラウドサービスの名前を伺ってよろしいでしょうか。</p>   |
| 子ども家庭支援担当課長 | <p>サイボウズです。</p>   |
| 委員          | <p>サイボウズの多分 k i n t o n e を使うことになると思うのですが、それに関連して、諮問第 71 号では、国が作っている「要保護児童等に関する情報共有システム」と結合するという話の中で、これは L G W A N を経由して結合するという話になっておりますが、ここから読み取ると、国のサービスはクラウドサービスではなくて、物理サーバー上にシステムのスクラッチを構築しているということよろしいでしょうか。</p>         |
| 子ども家庭支援担当課長 | <p>そのとおりです。</p>   |
| 委員          | <p>分かりました。k i n t o n e だと、スマホ等のスマートデバイスから、アクセスすることが可能なサービスであり、それが 1 つの売りではあるかと思っておりますが、先ほど課長がセキュリティ対策のところ、端末の I P アドレス制限と証明書認証をするという話をされていたということからすると、これはスマートデバイスからアクセスできないようにしているという認識でよろしいでしょうか。</p>                       |
| 子ども家庭支援担当課長 | <p>できますが、使う端末については制限するということです。</p>  |
| 委員          | <p>その形が一番いいのではないかと考えております。これで、スマートデバイスからアクセスできないという作りによって、かえって紙に出力して持ち出してのセキュリティ事故のリスクは一定程度あるかと想定されるものですから、職員の特定の端末から情報を確認できるという作り方はよいと思いますので、その形を進めていただければと思います。</p>   |
| 情報システム担当課長  | <p>補足ですが、現段階におきましては、スマートフォン等のデバイスからは接続せず、パソコンから接続する考えです。スマートフォン等のデバイスからの接続につきましては、今後、考えていきたいと存じます。</p>  |

|             |   |
|-------------|---|
| 委員          | <p>分かりました。そういった意味でいきますと、今、1つ手前で申し上げてしまったのですが、紙管理によって、またセキュリティのリスクというのは違ったところで膨らんでくるかということもありますので、行く行くは、近いうちにスマートデバイスから閲覧できて、紙を介さないで必要な情報を適宜、確認して対応するという環境につながっていけるとよいということを要望したいと思っています。</p> <p>36ページの図の中に「SWITCHPC」という単語が出てきているかと思うのですが、「SWITCHPC」というのは、通常のPCとどういった違いがあるのかを御説明いただけますか。</p> |
| 情報システム担当課長  | <p>「SWITCHPC」とは、区の内部情報系システムを主に利用するパソコンの事でございます。</p>   |
| 委員          | <p>諮問第72号・第73号ですが、これも先ほど申し上げたことに近い部分はあるかと思うのです。対象者、いわゆる実質的にやり取りする保護者の世代等を考えたときに、まずはメール、その先にはもっと違ったツールがあると思うのですが、まずメールの活用が有効な対象かと思っておりますし、保育園に通っている御家庭に関しては、ツールとしてメールを使って、通っている園とのやり取りをメールで行っているという実績もありますので、併せて、メールアドレスの収集をされてはいかがかと思ったのですが、メールアドレスを収集しないという理由を教えてくださいと思います。</p>            |
| 地域子育て支援担当課長 | <p>今回、このサービスは、多胎児家庭の皆様と直接お目に掛かって、状況をお聞きし、きちんと必要な支援サービスにおつなぎするということが目的です。そのため、単にタクシーの利用券をお渡しするだけではなくて、妊娠期からの切れ目のない支援の中でのいろいろな機会を捉えて、お会いして、そのときにあるニーズに対応するという考え方です。そのため、保育師が直接お会いして申請も含めて対応することを想定していることから、今の時点ではメールアドレスの収集は行わないこととしています。</p>   |
| 委員          | <p>分かりました。最後に、これは目的外利用をした部課名として、地域子育て支援担当、杉並保健所保健サービス課という記載があったかと思うのですが、移動支援の事業の実績だったりとか、それに付随して今回収集することになっている「母子保健事業等の参加状況」の情報で、例えば1つは、虐待の未然予防とか早期発見みたいなどの材料になる可能性は、余り大きくないと思うのですが、あるという気がしているので、目的外利用の部課名に「子ども家庭支援担当」も入ってはいかがかなと少し思ったのですが、これについてはどういう検討の経過が行われましたか。</p>                   |
| 地域子育て支援担当課長 | <p>今おっしゃったように、児童虐待の予防という観点から、数多くのお子さんを一緒に育児することの負担感も考えてのことではあります。今回の、乳幼児健診等の母子保健事業等については、転入や健診の未受診など、さまざまな状況で把握できていないお子さんの状況を把握した上で、必要な支援につなぐという意味合いもあって、保健サービス課が入っています。もし虐待の可能性とか、何かあった場合については、通常の保健センターと子ども家庭支援センターの児童虐待に係る連携の仕組みの中で情報を共有していますので、そちらで対応をしていくと考えています。</p>                  |
| 会長          | <p>ほかに御質問はございますか。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
| 委員          | <p>諮問第 69 号・第 70 号についてですが、学校や保育所、幼稚園等とアクセスを行うためには、やはりクラウドサービスを使わなければいけないということでの導入の検討だと思うのですが、私はこういうクラウドサービスはまだまだよく分かっていないところがあるのですが、セキュリティ的な面でどのように判断されているのか、クラウドサービスから情報が漏えいするリスクがどう考えられているか、あと、各接続した端末から他の学校や他の保育所の情報を見ようと思ったら見えてしまうようなものなのですかね。その辺の確認を2つしたいと思います。</p>   |
| 子ども家庭支援担当課長 | <p>まず、通信については暗号化されていることと、パスワード管理とか、様々なセキュリティ対策を講じております。また、例えばA保育所が入れた情報については、A保育所の方しか見られないという制御が掛かりますので、ほかの所属の方が見ることはないことになっております。</p>   |
| 情報システム担当課長  | <p>クラウドサービスについて補足でございますが、本業務に関する情報はデータセンターと呼ばれるところにありまして、そのセンターは、24 時間 365 日ネットワーク監視を行うほか、入退室の有人による管理、セキュリティカードの導入、暗号化、物理的にも災害に強い場所にあるなど、適切にセキュリティを確保しているものでございます。</p>   |
| 委員          | <p>ちなみに区の業務で、このようなクラウドサービスの利用を今までしていた所はあるのですか、それとも区の業務では初めて民間のクラウドサービスを導入するという事なのでしょうか。</p>  |
| 情報システム担当課長  | <p>初めてであると認識しております。また、住民情報系システムの再構築後の新システムにおきましても、データセンターを利用してまいります。</p>   |
| 委員          | <p>専門の方々にお聞きしたいのですが、正直、こういうクラウドサービスは私も個人的にはよく使っていて、データの整理とかを事務所や家やスマホとかでやっているのですが、こういう行政のシステムとして活用しても、今、問題ないというセキュリティレベルまで到達していると、一般的には思っただ大丈夫なのでしょうか。私は専門でないので、そこをお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>   |
| 会長          | <p>もちろん安全かという点では、イエスともノーとも言えないのです。ただ、今、委員が御指摘、御質問した部分に関して言うと、データセンターに対して個別契約で発注する話とクラウドサービスを使う話が、もしかしてちゃんと区別できていないかなというのは、私も気にはなりました。</p> <p>ただ、データセンターなりの所で契約する場合には、正に先ほど御説明があったように、セキュリティ対策は、契約上で、こちらから要求事項を打ち込みますよね。サイボウズを使うことに当たっては、こちらからは何もできていないと思います。サイボウズ社のほうがこういうことをやっていますという説明はしますが、それは全て、サイボウズ社はいつでも変更できるし、いわゆる利用約款という形で、約款の契約をするだけになっています。その上で、今後も何かやるときに、データセンターでやっているものが安全なセキュリティだという実績があるから、いわゆるサイボウズを含めて利用約款で使うようなサービスも、同じようなセキュリティかという、そこは意味合いが違います。何が違うかという、杉並区がセキュリティ対策を指定できるのか指定できないのかという違いがあるということです。それは分けて</p> |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>いただいたほうがいいでしょう。</p> <p>それを踏まえた上で、委員の質問に対して答えるならば、必ずしも杉並区がしていたら安全で、業者がやっていると安全でないとは言えないので、場合によっては杉並区よりも対策がしっかりした所を使うと、むしろ杉並区が口を出さないほうが安全という考え方も有り得ることは有り得るので、そこを見極めていくところは必要かと思います。</p> <p>その点で言えば、抽象的になりますが、サイボウズは非常に大きな会社で実績があるので、杉並区と同程度のことはやっていると推定してもいいのではないかと思うというところです。ただ、これが今後、もう少し何か小規模な所とか、余り知名度がない所を使うときには、そこの違いは非常に気にしていただかないといけないことかとは思っています。</p> <p>ほかに御質問はございますか。</p>  |
| 委員 | <p>実は、クラウドの使用に対して、確か去年も、12月の審議会で確認をさせていただいたのですが、確か他の自治体で、近隣の中野区でクラウドのデータが消失したということで、子どもたちの通信簿か何かが出せないような状況があって、杉並区は再構築の段階だという答弁があって、これをどう考えていくのかということで、前回確認をさせていただいていたのです。今回も実はクラウドということだったので、これがどのように使用されて検証されたのかという点での安全確認といいますか、そこは本当にどうなのかということは大変気にはなっていました。その点は、いかがなのでしょう。</p>  |
| 会長 | <p>結果的に事故があったことに関してで言うと、では同じことを杉並区のサーバーームにあるサーバでは消えなかったということは保証されるのかということとの比較になるので、何とも言えないのかとは思っています。ただ、一般論としては、昨今においては、正直言うと、各組織が持っているサーバーームの中のサーバよりは、クラウド事業者が持っているクラウドサーバのほうが、機械の故障みたいなことに対するデータの損失は、むしろ低いと思っています。ただ、一方で、例えば今回のサイボウズなどのようなサーバの故障ではなく、上の操作ミスでデータを消してしまうということは、ある意味、従来と同程度にあるというところでしょうね。逆に、その部分の操作ミスで、本来消してはいけないデータが消えてしまったというときには、むしろその経緯を、自分の所のサーバーームの中であれば、誰がそれをどういって消してしまったのかを追及できたりとか、あと、バックアップは、我々とかサーバーームが持っているサーバのバックアップがあるので自分で戻せるとかはありますが、その部分はクラウド業者のミスになってしまうと、それがどういう経緯で、どういうミスになったのか、更にはそのバックアップから戻せるのかは不確定になるので、一長一短かなというところかとは思っているのですが、そのような形です。</p> <p>ほかに御意見はありますか。</p> |
| 委員 | <p>諮問第69号・第70号について、初の民間クラウドシステムの利用ということで、今、質疑の中で様々ありました注意点についても、しっかりと念頭に置いて対応していただきたいと思います。それ以外については、特に問題がないので賛成とします。</p>   |
| 会長 | <p>ほかに御意見はありますか。それでは、御質問、御意見が終わりましたの</p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>で、報告第 30 号は了承、諮問第 69 号から諮問第 73 号は決定といたします。</p> <p>次に、報告第 31 号・第 32 号と諮問第 74 号、諮問第 75 号から諮問第 77 号、諮問第 78 号について、事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p>報告第 31 号・第 32 号、諮問第 74 号<br/>         諮問第 75 号～第 77 号<br/>         諮問第 78 号</p> |   |
| 情報政策課長   | <p>案件について説明する。</p>  |
| 会長   | <p>ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。</p>   |
| 委員   | <p>諮問第 75 号から第 77 号について、53 ページで再委託の禁止に丸が付いていなくて、再委託ができるとなっています。システム障害対応時等に専門業者に再委託するとなっていますが、これはそういう特殊なときの場合のみということですね。日常的に再委託をしてという、まるで中間マージンを取って、まるまる業務を投げるようなことはやらせないという認識でよろしいのですね。そこを確認させてください。</p>  |
| 情報政策課長   | <p>こちらは、まず通常、何も起こらないときのメンテナンスを委託するものではなく、データに不具合が生じたとき、メンテナンスを委託するための外部委託です。そして、この再委託の禁止の丸印を削除したのは、非常に専門的な内容があった場合に限り、専門技術を持つ事業者への再委託を可能にするためのものです。</p>   |
| 委員   | <p>はい、了解いたしました。57 ページの「杉並区立学校オンライン学習システムの運用に関連する基準等一覧」ということで、参考の 2 です。それぞれ規定事項を定めているのですけれども、例えば 3 番の「杉並区立学校タブレット端末無償貸与要綱（案）」で、損害賠償等というときに、「故意又は過失による損傷に対する取扱いを規定」となっていますが、これはどういう規定になっているのでしょうか。故意に壊すというのはいややりやっではいけないし、それは弁償してもらったほうがいいのですけれども、過失というところまでいくと、子どもたちが使っていて、どこまでが過失と言えるのかどうかというのはすごく微妙なところだと思うのですけれども、この辺を今どう考えていらっしゃるのでしょうか。</p> |
| 済美教育センター<br>所長   | <p>この規定では、やはり子どもたちが教育活動で普通に使って壊した分については、無理に弁償とかということではなく、やはりわざと壊してしまったり、家庭に持ち帰ることがありますので、家庭の管理もしっかりとさせていただくという意味で、故意又は過失というところは限定とさせていただいていました。</p>   |
| 委員   | <p>あと一番気になるのは、「杉並区立小・中学校タブレット PC 活用のルール（案）」というところで、子どもたちがどのように使うかという部分なのですけれども、例えば使用についての「学校と家庭、教員の指示する場所以外で使用しない。」というの、ルールとして子どもたちに伝えるということ、システム的にそういう規制を掛けることはできないのではないかと思います。あとはセキュリティ関連で言うと、「個人情報インターネット上にあげない。」とか、「学習に関係のないウェブサイトへのアクセスの禁止」となっているのですけれども、それぞれシステム的にそれをあげさせないとか、禁止するということはできないので、結局子どもたちにそのルールを教</p>                        |

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | <p>えるというところまでしかできないという、個人情報の取扱いについても、そこまで子どもたちに言うことができないという認識でよろしいのですか。</p>  |
| <p>済美教育センター<br/>所長</p> | <p>これから子どもたちが、日常的にタブレットを使っていくことになるので、やはりルール、情報モラルというところをきちんと学校の中で教育する。ただ、子どもたちだけではなく、今回家庭に持ち帰るということで、家庭の協力、保護者の協力も非常に大事だと考えています。そういった意味で保護者の方のモラル、子どものモラル、そういったところをきちんと徹底していくことで、今のようなことはルールにしっかりと盛り込んで守るといったことで徹底していきたいと考えています。</p>                 |
| <p>庶務課長</p>            | <p>システムの言いますか、いわゆるブラックリスト方式、それから更に絞り込んでホワイトリストというところで、一定程度の制限を掛けてアクセスできるところは、絞り込んでいくところでフィルタリングを掛けて回避をしていくことと、併せて両面でやっていくことになろうかと思えます。</p>   |
| <p>委員</p>              | <p>ウェブサイトについては、そういったシステム的な制限を掛けて子どもたちに手渡すということですね。ちなみに個人情報をインターネットにあげる場合は、SNSを使ってTwitterなりFacebookなりというものに登録してあげることが多いかと思うのです。今回のウェブサイトへのアクセスの禁止の中では、そういったSNSへの登録、閲覧というのができるようになるのかどうなのか、またそういうアプリケーションをダウンロードして、端末の中に入れることができるのかどうか、確認させてください。</p>  |
| <p>庶務課長</p>            | <p>先ほどの回答に追加ということになろうかと思えますけれども、そういったSNSにつながらないというようなフィルタリングを掛けますので、SNSにはつながらないという方式を取っていきます。</p>  |
| <p>委員</p>              | <p>アプリケーションのダウンロードなんかもできないと、登録もできないということですね。</p>   |
| <p>会長</p>              | <p>ほかに御質問はございますか。</p>  |
| <p>委員</p>              | <p>諮問第78号に関して、少し伺います。7月の審議会でも話題になっていたと思うのですが、こういった庁内業務をオンライン会議で行うときのオンライン会議ツール、確か前はWebexとか個別のサービス名が出ていたと思うのですが、使うものは決定しましたでしょうか。</p>   |
| <p>情報政策課長</p>          | <p>現在、Webexを使って活用が始まっています。</p>   |
| <p>委員</p>              | <p>今回、職員を対象とした研修・説明会等というような項目が追加されたのですが、これが追加されるに当たって、専用端末の数は足りているのかどうかというところが少し気になっています。というのも研修・説明会となると、講師1人に対して受講する人が100人単位になることは場面としてあるのかなと思っていますので、そういった意味ではオンライン専用端末の数量は足りているのか、それを2人で1個使うみたいな話になると、いろいろ問題もあるかと思っていますので、その辺りについて御見解はいかがですか。</p> |
| <p>情報政策課長</p>          | <p>今はまだ職員を対象とした研修等は始まっていませんが、大きなスクリーン等もありますので、例えば講師は外部からパソコン等で講義し、職員については、例えば、この教室で大きなスクリーンを介して多数で受講するというような方法で運用ができると考えています。</p>  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 会長              | ほかに御質問があれば。御意見はありますでしょうか。では御質問、御意見がないようですので、報告第 31 号・報告第 32 号は了承、諮問第 74 号から諮問第 78 号は決定といたします。  |
| 諮問第 45 号・第 46 号 |  |
| 会長              | 次に、前回の審議会で諮問を受けた諮問第 45 号「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検」、諮問第 46 号「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検」について、部会の報告をしたいと思います。この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設置した部会において審議を行うこととし、9 月 1 日に開催された部会で審議が終了しています。まず、運用監視部会の部会長である私から点検結果の報告をして、そのあと御質問、御意見をお受けしたいと思います。  |
| 部会長             | <p>では、部会での審議について御説明いたします。資料はお手元の資料 3 です。まず、「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検」について、ページの右上の所に「点検結果－1」と書いてありますが、1 ページ目を開いていただいて、「点検結果」を御覧ください。本部会では、「点検内容」に記載されている 3 点のセキュリティ対策について審議しました。</p> <p>1 つ目は、総務省から提示される「チェックリスト」についてです。「チェックリスト」とは、総務省から年に一度提示される調査表であり、求められたセキュリティ対策の基準を満たすように各自治体が住基ネットの運用を行うことで、セキュリティレベルを維持・向上させることを目的とするものです。1 ページ目の「点検結果」の枠の中を御覧ください。「チェックリスト」については、東京都から示された提出期限もあり、部会開催前にメールにて部会員が回答内容及び回答根拠となる規程類や資料などが妥当であることを確認しています。また、部会当日には住基ネットの運用部署である区民課の執務室を視察しました。区側から住基ネット端末の設置区画への立入制限の実施、住基ネット端末利用時のパスワード及び静脈認証による二要素認証の実施などのセキュリティ対策について説明を受けました。また、執務室への入退室の記録を残している状況も確認して、「チェックリスト」の自己点検項目に対応した対策が取られており、区の回答について妥当であることを確認しています。</p> <p>2 つ目は、「住基ネット緊急時対応訓練」の実施方法についてです。緊急時対応訓練は、事件や事故が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、毎年度実施しています。区側から、緊急時対策会議構成員の訓練と住基ネット端末を利用する職員への訓練に分けて実施すること、それから緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認を中心に実施予定である、との説明を受けました。また区側から、講義形式での訓練に加え、住基ネット端末を利用する職員を対象に緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施する旨の説明を受けました。訓練の内容としては妥当であることを確認しました。</p> <p>3 つ目は、「住基ネット職員アンケート」についてです。杉並区では、独自の取組として、住基ネット業務に従事する職員に対して、職員アンケートを実施しています。これはセキュリティ対策が適正に実施されているか確認す</p> |

るとともに、職員への教育方法などの問題点を把握するためのものです。アンケートの設問については前述の「チェックリスト」を基に作成されていたことを確認しています。また、当該アンケート結果について各部署に振り返りを行うことで、職員の業務意識の向上に努める、との説明がありました。これを受けてアンケートとして妥当であることを確認しました。

以上の3点から、区が実施する住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した資料は、お手元の部会資料の1から4までですので、詳細についてはそちらを御覧ください。住基ネットのセキュリティ対策の事前点検については以上となります。

続いて「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施内容の事前点検」について、お手元の資料3の2ページ目の、「点検結果-2」を御覧ください。こちらの「点検内容」に記載されている3点のセキュリティ対策について審議しました。

1つ目は、「情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検」についてです。情報提供ネットワークシステムへの連携方法に応じて自己点検項目を設定して点検し、適正に実施されていることを確認しました。

2つ目は、「情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練」についてです。こちらの訓練は昨年に引き続き実施するものです。区側からは、情報セキュリティインシデントが万が一発生した場合の安全性確保のための迅速かつ適切な対応を行うために実施する訓練である、との説明を受けました。訓練結果の詳細及び分析は、次回以降、報告を受ける予定です。

3つ目は、「情報提供ネットワークシステム職員アンケート」についてです。このアンケートは、情報提供ネットワークシステムの安全管理措置について各職員の理解度などを把握するためのもので、昨年に引き続き実施するものです。区側からは、情報連携端末を設置している課と情報政策課に設置してある情報連携端末を使用する課で設問を分けるようにして、より業務に合ったアンケートになるように工夫する、という説明を受けました。また、点検表は先ほどのところで御紹介した住基ネットのアンケートと統合し、回答者にも回答しやすいようにするとのことでした。このことからアンケートの有効性について確認をしました。

以上の3点について、区が実施するセキュリティ対策について妥当であることを確認しました。なお、部会で使用した資料は、お手元の部会資料の5から8までですので、詳細についてはそちらを御覧ください。情報提供ネットワークシステムのセキュリティ対策の事前点検については以上です。

ということで、ちょっとタイトルが分かりにくいのですが、事前点検内容を事前に確認したということです。そこを少し端折って1ページ目とか2ページ目に「点検結果」と書いてあるのですが、点検はまだこれからです。事前点検の点検結果というのを点検結果と言っているのですが、実際の点検はこれからです。その点検する内容を確認して、その点検する内容に関しては妥当であると今回は御報告する形です。次回の部会で、結果を受けて、その内容の妥当性を確認したら、いよいよ、そういう意味では点検そのものの妥当性の御報告をするという進め方になります。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 会長                     | <p>以上で説明は終わりですので、これについて御質問があればお願いします。御意見はありますでしょうか。では、諮問第 45 号・諮問第 46 号は決定いたします。</p>  |
| <p>諮問第 47 号・第 48 号</p> |   |
| 会長                     | <p>次に、こちらも前回の審議会で諮問を受けた諮問第 47 号「国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について」、諮問第 48 号「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について」につきまして部会の報告を受けたいと思います。まず、事務局から配布資料の説明及び区民意見聴取の結果の報告、次に部会長から点検結果の報告をお願いします。その後、御質問、御意見をお受けしたいと思います。まず事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 情報政策課長                 | <p>配布資料と区民意見聴取の結果について私から御説明いたします。資料 4 を御覧ください。こちらの裏面に資料名を記載しておりますので、併せて御覧ください。まず資料 4-1 の①は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)、及び資料 4-1 の②は、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)ですが、こちらはいずれも第三者点検部会の点検結果を反映させた評価書(案)です。</p> <p>続いて資料 4-2 は、「マイナンバー制度 特定個人情報保護評価書(案)」に対する区民等の意見提出の実施結果についてです。意見聴取の結果としては記載のとおり、本年 8 月 1 日から 31 日までの期間に実施しました。意見の提出はありませんでした。続いて、資料 4-3 の①、資料 4-3 の②ですが、共に第三者点検部会で使用した資料です。資料 4-3 の①は今回、特定個人情報保護評価を再実施することとなった経緯及び各評価書の主な変更点をまとめています。資料 4-3 の②は、今回の国民健康保険に関する事務の再実施に当たり、厚生労働省より示された評価書の記載(案)です。最後に、資料 4-4 は、特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果ですが、9 月 24 日に開催された第三者点検部会の結果をまとめた資料です。</p> |
| 会長                     | <p>では、部会長から部会での審議について説明をお願いします。</p>   |
| 部会長                    | <p>特定個人情報保護評価の第三者点検について御報告します。特定個人情報保護評価というのは、マイナンバーを使って区の側でいろいろな業務を行っているわけですが、具体的にどういう業務でどのように取り扱っているか、マイナンバーや関連の符号を使ってどういうやり取りがなされているか、マイナンバーを取り扱うのに対してリスクが必ず発生するわけですから、そのリスクが実際に起こらないように、事前にどのような対策をきちんと検討しているのかどうかを、第三者の立場でチェックするというものになります。</p> <p>マイナンバー導入当初の平成 26 年ぐらいに、全部の業務でこの評価をやっていると思うのですが、評価というのは 1 回やればいいというものではなく、都度やはり業務内容が変わっていったりとか、あとは技術の進展等もありますので、少なくとも 5 年に一度は、もう一回評価をやり、きちんとリスク対策が取れているかをチェックしましょうということになっています。今回は、国民健康保険に関する事務と予防接種に関する事務について評価を実施して、第三者点検を行いました。</p>   |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>国民健康保険に関する事務については、マイナンバーカードで保険証を兼ねられるという政策を国で検討していて、それに伴って、区の国民健康保険の加入者資格といったものをオンラインで確認できるようにしなければなりませんので、区の業務内容が一部変更になるということから、その変更部分についてきちんとリスク対策が取れているかというのを検討しました。</p> <p>結構、活発な議論がなされましたが、基本的にはオンライン資格確認というのは、区で何か情報収集してどうのというような話ではなく、病院の窓口でマイナンバーカードをピッとやると、その方がどこの医療保険に加入しているのかというのが分かるという仕組みであり、区とか健保とかではなく、社会保険診療報酬支払基金という所、あとは国民健康保険中央会という公的な団体のほうで取りまとめを行うことになっています。区の立場としては、なかなかやることがないというか、その支払基金と中央会できちんとやってもらうしかない。そのところの例えば契約であるとか、法律上の仕組みであるとか、あとは委託の許可とかは、支払基金と国保中央会から区にきちんと連絡がきてやっていくという、全国的なスキームになっていますので、なかなか区としてやるべきことというのも難しいところではあるのですけれども、いろいろ議論した結果、特に問題は認められないと判断されました。</p> <p>次に、予防接種に関する事務は、マイナンバーを使って、この住民の方がどういう予防接種を受けているとか、あとは引っ越しをしたとき、杉並区から別の市区町村に引っ越しをしたときでも、この予防接種を受けているか受けていないかということをきちんと管理するために、マイナンバー制度を使っているわけですけれども、もともとこの評価というのはやっていたのですが、今回、最初の評価から5年経ったということで再度評価がなされています。あとは新型コロナの関係で、コロナのワクチンの予防接種が行われる可能性もありますので、その予防接種が行われた際はこの人は予防接種を受けた、受けていないというのを管理しないと、受けていない人であるとか、もし予防接種を2回打つとすると、1回しか受けていないとか、そういうのが例えば引っ越しがあってもきちんと正確にやり取りして管理するといったことのためにマイナンバー制度というのをしっかり活用していくとなっています。予防接種についても、いろいろ議論された結果、特に問題は認められないと判断されました。</p> |
| 会長        | <p>ただいまの説明について御質問、御意見はありますでしょうか。では御質問、御意見がないようですので、諮問第47号・諮問第48号は決定といたします。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をしていきたいと思っております。これから事務局が答申案文をお配りしますので、内容の御確認をお願いします。</p>  |
| (答申案文の配布) |  |
| 会長        | この内容でよろしいでしょうか。  |
| (異議なし)    |  |
| 会長        | 御異議がないようですので、答申文を情報・行革担当部長にお渡しいたします。   |
| (答申文の受領)  |  |

|        |  |
|--------|--|
| 会長     | 本日の議題は以上です。事務局から何か連絡事項等がありますか。   |
| 情報政策課長 | <p>2点あります。まず1点目は、確定版の会議録の配布についてです。本日確定した令和2年度第3回の会議録を事務局からお配りしていますので、お受け取りいただければと思います。</p> <p>2点目です。次回の審議会の日程です。次回の審議会は、令和2年12月23日水曜日の14時からを予定しています。場所は中棟5階の第3・4委員会室の予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 会長     | それでは、以上で令和2年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきまして、ありがとうございました。   |